

「協働の指針(改訂案)」についてのパブリックコメント実施結果

募集期間:平成29年9月1日(金)～平成29年9月22日(金)

受付件数:3件(1人)

本パブリックコメントについていただいたご意見について、下記のとおり市の考えを示します。

| 項目 | ご意見の内容 | ご意見に対する市の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | ①改訂の理由がはっきりしていない。 改訂前の指針について、どのような施策が行われ成果を上げてきたか総括を記載すべきである。 | ①今回の「協働の指針(改訂案)」は、現在の本市での状況や、国などの施策を考慮し、今後本市が協働を推進していく為の取り組みの方向性を定めたものであり、具体的な取り組みを取りまとめるものではなく、協働を推進していくために心がけていくことを目的としたものであります。 |
| 2 | ①市の職員においては、指針について十分に認識をされているのか。 | ①本市では、平成28年度から市職員へ協働の研修を行うと共に、平成27年度事業分からの協働事業の評価を実施することにより、意識の醸成を図っております。 |
| | ②協働の指針は「協働のまちづくりの指針」と理解するが、まちづくりの範囲が限定的に捉えられていないか。 | ②協働の指針では、多様な主体が参画し様々な分野の地域課題やニーズに対応する地域協働型のまちづくりを目指しております。 |
| | ③「東久留米市まちづくりサポートセンター」は、中間支援組織として位置づけられているが、何の中間的役割を担っているか。行政と市民の間であると同時に、市民活動団体同士の間でもあるはずだが、実際にその役割を果たしているのか。 | ③東久留米市まちづくりサポートセンターでは、設立以来多くの協働事業を通じて、市民と行政・市民と市民を繋げる活動を行ってきました。平成27年度にまちづくりサポートセンターは新たな体制となり、中間支援組織としての機能は区切りをつけましたが、各市民活動団体を繋げるために、地域の懸け橋となり、まちづくりの総合情報窓口としての、活動を行っております。 |
| | ④行政と市民の協働の前提は「情報の共有である」が、積極的な情報の公開をしているのか。 | ④本市では、広報や市政情報コーナー・プレスリリース等を通じて、市政に関する情報等を提供しています。今後も、本指針改訂と同時に策定をいたしました「市民参加・情報提供の指針」に沿い、市ホームページやツイッター・フェイスブック等の情報提供手段を活用し、各担当部署が積極的な情報提供に努めます。 |

| | | |
|---|---|---|
| 3 | ① I「協働の指針改定にあたって」については、もう少し丁寧に説明すべき。 | ① I「協働の指針改訂にあたって」では、協働の指針を策定してから今回の「協働の指針(改訂案)」策定にいたるまでの間に、どのような要因で改訂が必要になったかを簡潔に記載しました。 |
| | ② 公共サービスを一体になって提供とあるが、市民は提供する側とするのは違和感がある。 | ② 「公共サービスを一体になって」の箇所の「一体」については、市民・行政が相互で理解しあい、お互いの立場を尊重すること、として記載しております。これにより、より質の高い公共サービスを提供するというを目的とします。 |
| | ③ II「6. 協働を進める前提」において、前提には情報の公開・開示を踏まえた情報の共有が必要ではないか。 | ③ II「6. 協働を進める前提」では、市民と行政お互いが信頼し合いながら協働を進めるためには、情報の共有が重要であると考えておりますので、「地域課題の実態を共有」することとしました。 |
| | ④ 現行の協働の指針にあった「まちづくりサポートセンター」に関する記述が何故消えているのか。 | ④ 協働の指針策定当時は、「まちづくりサポートセンター」の発足時と重なっていたこともあり、具体的な団体の記述がありました。現在では多くの市民活動団体が活躍しており、より一般的な指針とするために、個別の団体表記はしていません。 |
| | ⑤ III「6. 地域の暮らしや生活を豊かにする為の協議体の形成」において、「協議体」は何を指すのか明確にすべきである。 上記6. については、基本的な内容なのでもっと初めの方に配置すべきではないか。 | ⑤ III「6. 地域の暮らしや生活を豊かにする為の協議体の形成」についての「協議体」は、本項目では、国が組織化を推進している地域運営組織を例としています。この組織は今までより一歩踏み込んだ地域の課題を解決することを目的とした組織とされており、本項目に記載させていただきました。 |
| | ⑥ III「7. 協働事業の評価・検証」について、もっと具体的に方法を書くべき。 III 7. 評価・検証では、内部の検証ではなく、外部の組織による検証も必要ではないか。 | ⑥ III「7. 協働事業の評価・検証」において、本市では平成27年度事業分から、市民活動団体・行政双方の事業評価を開始しました。この評価より、成果と課題を双方が共有し、次の事業に効果的に繋げることが出来るよう取り組んでおります。外部機関等の検証につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| | ⑦ 「協働の指針(改訂案)」の各所で、市民と行政との信頼が謳われているが、きちっと約束したことを目に見える形で実行していくことにより信頼関係が成立するのではないか。 | ⑦ 市民と行政との信頼について、それぞれの事業においてお互いの役割や、責任の所在を明らかにし、対等な立場で尊重しあえる旨の内容を定めた書面を取り交わすことにより、信頼の醸成を図ります。 |
| | ⑧ 市民協働事業に対して、助成・支援を行う制度の整備に言及すべきではないか。 | ⑧ 市民活動への助成・支援のあり方については、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| | ⑨ この指針の改定はどのようにアナウンスされるのか。広く市民に知らせてほしい。 | ⑨ 今回の改訂版協働の指針につきましては、広報や市ホームページの新着情報へ掲載し、担当が所管するページへの掲載も行います。また、市政情報コーナー等にも布置させていただきます。 |